

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成28年3月
山形県舟形町

舟形町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

舟形町長

舟形町議会議長

舟形町選挙管理委員会委員長

舟形町教育委員会委員長

舟形町農業委員会会長

舟形町代表監査委員

舟形町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、舟形町長、舟形町議会議長、舟形町選挙管理委員会委員長、舟形町教育委員会委員長、舟形町農業委員会会長、舟形町代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、舟形町特定事業主行動計画推進会議を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局…において、それぞれの女性職員の職業生活に

おける活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局の全部局における共通した目標として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】管理的地位への女性職員の登用

- ① 平成32年度までに、本庁の管理職を除く係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成27年度の実績（24%）より5%以上引き上げ、29%以上にする。
- ② 平成32年度までに、職員に占める女性の割合を、平成27年度の実績（32%）より8%以上引き上げ、40%以上にする。

【2】男性職員の育児のための休暇取得の促進

- ① 平成32年度までに、小学校就学前の子供のいる男性職員の育児参加のための休暇取得率を、平成26年度の0%から50%以上にする。
- ② 平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得しやすいよう、育児休業等の制度について、インターネット等を活用し、職員への周知を徹底するとともに、必要に応じて、臨時的任用職員の任用により代替要員の確保に努める。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

【1】男性職員の育児休業取得の促進

- ① 平成28年度より、組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ② 平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休

業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等) の活用促進に努める。

- ③ 平成28年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ④ 平成28年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

【2】管理的地位への女性職員の登用

- ① 今後とも女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- ② 平成28年度より、主幹・班長・課長の各役職登用を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③ 平成28年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への参加を推進する。